

定 款

nippi 株式会社 **ニッピ**

株式会社ニッピ 定 款

昭和26年10月31日改正
昭和28年 5 月30日改正
昭和30年 5 月30日改正
昭和31年 5 月30日改正
昭和36年 5 月31日改正
昭和45年11月30日改正
昭和49年 2 月 1 日改正
昭和49年 5 月31日改正
昭和50年 5 月31日改正
昭和54年 6 月30日改正
昭和57年 6 月30日改正
昭和63年 6 月29日改正
平成元年 6 月28日改正
平成 3 年 6 月26日改正
平成 6 年 6 月28日改正
平成13年 6 月28日改正
平成14年 6 月26日改正
平成15年 6 月27日改正
平成16年 6 月25日改正
平成17年 6 月28日改正
平成18年 6 月28日改正
平成21年 1 月 5 日改正
平成21年 6 月25日改正
平成22年 1 月 6 日改正
平成22年 6 月24日改正
平成24年 6 月26日改正
平成27年 6 月26日改正
平成29年 6 月29日改正
平成29年10月 1 日改正
令和 4 年 6 月29日改正
令和 7 年 6 月26日改正

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社ニッピと称し、英文ではNippi, Incorporatedと表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 皮革の製造、加工、販売。
- (2) 皮革、ゴム、合成樹脂その他可塑物を材料とする製品の製造加工、販売。
- (3) ゼラチン、コラーゲン、ケラチン、アミノ酸、ペプチド、膠、微生物、酵素の製造、販売。
- (4) ゼラチン、コラーゲン、ケラチン、アミノ酸、ペプチド、微生物、酵素を材料とする製品の製造、加工、販売。
- (5) 医薬品、医薬部外品、医療材料、医療用具、化粧品、動物用医薬品、動物用医薬部外品、試薬品の製造、加工、販売。
- (6) 農水産業関連製品ならびに農水産物の製造、加工、販売。
- (7) 前各項に関連する材料、器材の製造、加工、販売。
- (8) 前各項の製品の輸出入。
- (9) 前各項に関連する分析、試験、検査、調査および加工の受託ならびにこれらに関するコンサルティング。
- (10) 前各項に関連する技術の販売および指導。
- (11) 不動産の賃貸。
- (12) その他前各項に附帯または関連する一切の事業。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都足立区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1,155万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利。
- (2) 第166条第1項の規定による請求をする権利。
- (3) 有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(新株予約権無償割当に関する事項の決定)

第12条 当社は、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により、新株予約権無償割当に関する事項を決定することができる。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員 数)

第19条 当会社の取締役は、10名以内とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長、取締役相談役、専務取締役および常務取締役を置くことができる。

(相談役、顧問)

第23条 取締役会は、その決議によって相談役、顧問を置くことができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法等)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

2 前条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の同法第423条第1項に定める賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、取締役（業務執行取締役である者を除く。）との間で、会社法第427条第1項の責任について、当該取締役（業務執行取締役である者を除く。）が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなかったときは、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

(員数)

第31条 当社の監査役は4名以内とする。

(選任方法)

第32条 監査役は株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第34条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第37条 監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

(監査役会規程)

第38条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第39条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。

(監査役の賠償責任)

第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の同法第423条第1項に定める賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、監査役との間で、会社法第427条第1項の責任について、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなかったときは、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第41条 会計監査人は株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第42条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第44条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第45条 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に支払う。

(中間配当)

第46条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項の規定による中間配当を行うことができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第47条 剰余金の配当および中間配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2 前項の金銭には利息を付けない。

以 上